

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施日

平成30年11月8日、平成31年1月11日・28日

2 監査の対象

こども未来課

こども発達支援事業所（愛称 すみれ）（所管課：こども未来課）

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園

（所管課：こども未来課）

3 監査の事項及び範囲

平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行された事務事業とした。

なお、時間外勤務時間については平成30年4月1日から平成30年9月30日までとした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかにかんして主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長、所長、各園長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

第2 監査の結果等

所管課、こども発達支援事業所及び保育園についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

（注）○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。したがって合計額が一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における収入率の算式は、(収入額/調定額×100)である。

○ 歳出における執行率の算式は、(支払額/予算現額×100)である。

1 こども未来課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

児童福祉部門、保育支援部門の2部門で構成されており、所管施設として中央児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保育園、こども発達支援事業所がある。

イ 職員人数等（こども発達支援事業所、保育園を除く）

管理職1人（課長）、一般職員9人（静岡県派遣職員1人、再任用職員1人を含む）、臨時職員31人（臨時職員1人、児童厚生員2人、放課後児童支援員23人、子育て支援センター指導員他4人、家庭相談員1人）の合計41人である。

なお、課長と児童福祉部門主査1人は、中央児童館の館長と職員兼任である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。（ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。）

(ア) 歳入（抜粋）

a 民生費負担金・児童福祉費負担金

収入額は45,503千円で収入率は90.3%である。

(a) 保育所保護者負担金

収入額は43,956千円で収入率は90.9%である。

現年度分収入額は43,366千円で収入率は95.3%、過年度分収入額は590千円で収入率は20.5%である。

(b) 一時預かり利用者負担金

収入額は663千円で収入率は73.3%である。

(c) こども発達支援所利用者負担金

収入額は828千円で収入率は79.5%である。

(d) 時間外保育料

収入額は55千円で収入率は72.5%である。

b 雑入・民生費雑入

収入額は20,337千円で収入率は91.6%である。

(a) 保育園及び事業所職員給食代

収入額は2,490千円で収入率は100.0%である。

(b) 放課後児童クラブ徴収金

収入額は8,334千円で収入率は81.6%である。

(c) 児童館事業材料費徴収金他

収入額は66千円で収入率は100.0%である。

(d) 児童発達支援事業収入

収入額は 9,197 千円で収入率は 100.0%である。

(e) こども医療費過年度返還金

収入額は 251 千円で収入率は 100.0%である。

(イ) 歳出

a 児童福祉総務費

支払額は 71,573 千円で執行率は 37.5%である。

(a) 児童福祉費 4,113 千円で執行率は 24.6%である。

主なものは臨時職員賃金 1,291 千円、出産祝金事業 2,600 千円である。

(b) 児童虐待防止事業費 927 千円で執行率は 16.8%である。

主なものは臨時職員賃金 885 千円である。

(c) ひとり親家庭対策事業費 2,920 千円で執行率は 46.1%である。

主なものは母子家庭等医療費 2,762 千円である。

(d) こども発達支援事業費 7,816 千円で執行率は 32.2%である。

主なものは臨時職員賃金 6,056 千円、需用費 866 千円である。

(e) こども医療費助成事業費 55,797 千円で執行率は 40.4%である。

主なものはこども医療費 52,162 千円、医療費支払事務手数料 3,444 千円である。

b 児童措置費

支払額は 174,284 千円で執行率は 32.6%である。

全額、児童手当費である。

c 保育所費

支払額は 65,956 千円で執行率は 30.4%である。

(a) 保育園管理費 65,956 千円で執行率は 30.4%である。

主なものは臨時職員賃金 40,759 千円、保育園人材派遣委託料 2,507 千円、施設型給付費（認定こども園等）15,616 千円、地域型保育給付費（小規模保育施設）5,296 千円である。

d 児童館費

支払額は 18,534 千円で執行率は 8.3%である。

(a) 児童館運営費 2,417 千円で執行率は 30.3%である。

主なものは臨時職員賃金 1,426 千円、需用費 650 千円である。

- (b) 放課後児童健全育成事業費 14,491 千円で執行率は 29.0%である。

主なものは臨時職員賃金 10,594 千円、需用費 3,219 千円(賄材料費 1,720 千円、電気使用料 728 千円他)である。

- (c) 地域子育て支援拠点事業費 1,625 千円で執行率は 29.8%である。

主なものは臨時職員賃金 1,452 千円である。

- e 児童厚生施設整備費

支払額は 29 千円で執行率は 8.8%である。

エ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均 1 人当たり 21.39 時間である。(庁内平均 18.49 時間)

オ 前回監査時の指摘事項に対する処理状況報告

- (ア) 指摘事項

- a 放課後児童クラブ徴収金について

職員による「放課後児童クラブ徴収金」の横領事件が発生したことは、大きな問題である。定期監査時点においても刑事事件として警察当局の捜査が行われている。不祥事の発生要因として、現金収納事務を 2 名体制でなく、1 名体制で執行されていたことで牽制機能が欠如していたこと等が挙げられる。

3 年連続、同一課において指摘事項が生じたこと、特に本年度は横領事件という不祥事が発生したことを真摯に受け止め、深く反省されたい。

既に、監査時点では町当局は現金取り扱いの適正化を図るべく、検討、実施されていた。

今後については、不祥事が発生することの無いよう、適正な現金収納事務に努められたい。

- b 保育園の遊具点検について

こどもの安全確保を目的として遊具点検は実施するものであるにもかかわらず、以下に述べるように不適切な事例がみられた。

- (a) 点検業務業者による未点検遊具について

点検業務委託仕様書に定める、別紙・点検業務対象遊具一覧表に記載されているにもかかわらず、遊具点検結果報告書

に記載がない未点検遊具が 9 件あった。

こども未来課の遊具点検の責任意識が欠如している表れであり、速やかに点検業者への是正対応を図るべきある。

(b) 点検諸帳票の番号・遊具名の不一致について

こども未来課作成の遊具点検業務対象遊具一覧表の番号・遊具名と添付遊具写真の番号・遊具名の不一致と業者作成の遊具点検結果報告書の番号・遊具名（写真付き）が一致しないものが散見されたので整合性を図り、こども未来課と業者が統一された番号・遊具名とすべきである。

今後については、遊具点検の目的「こどもの安全確保を図る」を常に念頭におき、適正な遊具点検に努められたい。

(イ) 処理状況報告

a 放課後児童クラブ徴収金について

放課後児童クラブの利用料については、保護者が現金を入れた集金袋を放課後児童クラブの職員に手渡し、その現金入りの集金袋を放課後児童クラブの職員がこども未来課に届け、最終的にそれを受け取ったこども未来課の担当職員が会計課に入金をしていた。

これは、利用者の利便性を考慮した方法であったが、職員が現金に触れることが業務上横領を誘発したと判断し、平成 29 年 11 月からは、保護者自身で金融機関や会計課の窓口に納付書と現金を持参して払い込んでいただくように改めるとともに、平成 29 年度中に放課後児童クラブに関する電算処理システムを導入することにより、平成 30 年 4 月から金融機関の口座から自動引き落としができるように事務を改善した。

また、全庁的に統一して作成した「現金取扱マニュアル」に基づき、現金の受領、集計、入金までの一連の業務に複数の職員が関わるチェック体制を強化し、現金の管理に対して責任の所在を明確にした。

今後は、口座振替による納付の推奨を行うことで保護者の利便性を維持し、納付率の向上を図っていく。

b 保育園の遊具点検について

(a) 点検業務業者による未点検遊具について

本業務は、平成 29 年 6 月 22 日に契約を締結し、4 園

にある計 66 品目について、年 5 回の定期点検を義務付けていた。

このたび、町の定期監査において、こども未来課作成の遊具点検業務対象遊具一覧表と業者作成の遊具点検結果報告書の番号・遊具名の不一致の指摘があり、こども未来課において再確認したところ、契約時の仕様書と受注者の実際に点検した遊具に差異が生じており、これまで 4 回の点検において実際には点検されていない遊具があることが判明した。

これを受け、5 回目の点検については、こども未来課が変更契約後の仕様書における番号と遊具の名称を一致させた上で、契約項目の確実な履行を指示した。また、受注者からの遊具点検結果報告書においても整合が図られていることを確認した。

また、点検のなかった 9 品目の 4 回分については減額変更することとし、業務委託料を 116,640 円から 110,160 円とする変更契約を平成 30 年 3 月 5 日に締結した。

今後は、定期点検ごとに適正な事務が履行されているかチェックを徹底する。

(b) 点検諸帳票の番号・遊具名の不一致について

上記のとおり、5 回目の点検については、番号と遊具の名称を一致させた上で、契約項目の確実な履行を指示した。また、受注者からの遊具点検結果報告書においても整合が図られていることを確認した。

今後は、定期点検ごとに適正な事務が履行されているかチェックを徹底する。

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。

2 こども発達支援事業所（愛称 すみれ）

(1) 事務事業の概要

ア 施設の概要

| 名 称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 建物面積 (㎡) | 建物構造 | 定員 (人) |
|-----|-----|-------------|-------------|------|-----------|
|-----|-----|-------------|-------------|------|-----------|

| | | | | | |
|------------------------|---------------|-----------------|-----|------------------|----|
| 吉田町立 こども発達 支援事業所 | 吉田町 川尻 791 | 12,469 (全用地) | 684 | 鉄筋コンクリ ート造平屋建 | 30 |
|------------------------|---------------|-----------------|-----|------------------|----|

イ 職員人数等

管理職 1 人（所長）、主任保育士 2 人、保育士 2 人、臨時保育士 4 人（児童発達支援管理責任者 1 人含む）、臨時指導員 4 人の合計 13 人である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。（ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。）

(ア) 歳入

- a こども発達支援所利用者負担金
収入額は 828 千円で執行率は 79.5% である。
- b 児童発達支援事業収入
収入額は 9,197 千円で執行率は 100.0% である。

(イ) 歳出

- a こども発達支援事業費
収入額は 7,816 千円で執行率は 32.2% である。

エ 通所形態

(ア) 定期通園

- a 利用日程 月～金（ただし祝日を除く）
- b 時 間 9：00～16：00
- c 対 象 児 3～5 歳児

(イ) 並行通園

- a 利用日程 週に 1 回（グループ別：月曜、火曜、金曜）
- b 時 間 14：45～16：00
- c 対 象 児 幼稚園、保育園に在籍している 3～5 歳児
（在宅児、可）

(ウ) 親子通園

- a 利用日程 週に 1 回（木曜）
- b 時 間 9：45～11：00
- c 対 象 児 おおむね 2 歳半から 3 歳になる子どもとその保
護者

オ 児童数は、次のとおりである。

(ア) 定期通園

3 歳 4 人、4 歳 9 人、5 歳児 8 人の合計 21 人であり、男 16 人、

女5人となっている。

(イ) 並行・親子通園

2歳2人、3歳3人、4歳児3人、5歳児12人の合計20人であり、男14人、女6人となっている。

カ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均1人当たり20.69時間である。(庁内平均18.49時間)

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。

3 各保育園

(1) 事務事業の概要

ア 施設の概要

| 名称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 建物面積 (㎡) | 建物構造 | 定員 (人) |
|----------------|------------------|-------------|-------------|------------------|-----------|
| 吉田町立 さくら保育園 | 吉田町 住吉 1621-1 | 4,400 | 1,218 | 木造平屋建 | 130 |
| 吉田町立 さゆり保育園 | 吉田町 片岡 805-1 | 16,543 | 1,490 | 鉄骨造平屋建 | 150 |
| 吉田町立 すみれ保育園 | 吉田町 川尻 791 | 12,469 | 2,890 | 鉄筋コンクリ ート造平屋建 | 150 |
| 吉田町立 わかば保育園 | 吉田町 神戸 2092-1 | 5,245 | 1,396 | 鉄筋コンクリ ート造平屋建 | 160 |

イ 職員人数等

| 役職等 | 保育園 | | | | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|
| | さくら | さゆり | すみれ | わかば | |
| ①園長(管理職) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ②園長補佐 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ③主任保育士 | 2 | 1 | 2 | 2 | 7 |
| ④保育士 | 4 | 5 | 8 | 8 | 25 |
| ⑤正保育士計③+④ | 6 | 6 | 10 | 10 | 32 |
| ⑥内、特休・育休 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| ⑦臨時保育士 | 6 | 11 | 20 | 8 | 45 |
| ⑧人材派遣保育士 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| ⑨保育士計⑦+⑧ | 6 | 12 | 22 | 8 | 48 |
| ⑩保育士合計⑤+⑨ | 12 | 18 | 32 | 18 | 80 |

| | | | | | |
|------------|----|----|----|----|-----|
| ⑩臨時保育・事務補助 | 3 | 1 | 3 | 1 | 8 |
| ⑪合計①+②+⑩+⑪ | 17 | 21 | 37 | 21 | 96 |
| ⑬主任給食員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ⑭臨時給食員 | 2 | 3 | 4 | 3 | 12 |
| ⑮給食員合計⑬+⑭ | 3 | 4 | 5 | 4 | 16 |
| ⑯職員総合計⑫+⑮ | 20 | 25 | 42 | 25 | 112 |

※ すみれ保育園の臨時保育士には短時間再任用職員1人(こども未来課職員と併任配属)が含まれている。

※ 職員総合計には特別休暇・育児休業保育士も含まれている。

※ 保育士の構成は正保育士32人で40.0%、臨時・派遣保育士48人で60.0%である。

ウ 入園児年齢別人数等は、次のとおりである。

| 保育園 年齢等 | さくら | さゆり | すみれ | わかば | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月齢児 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| 0歳児 | 3 | 6 | 8 | 3 | 20 |
| 1歳児 | 12 | 17 | 42 | 23 | 94 |
| 2歳児 | 14 | 32 | 33 | 18 | 97 |
| 3歳児 | 18 | 15 | 25 | 36 | 94 |
| 4歳児 | 21 | 17 | 24 | 35 | 97 |
| 5歳児 | 18 | 19 | 28 | 43 | 108 |
| 合計 | 86 | 106 | 166 | 158 | 516 |
| 男 | 43 | 52 | 91 | 82 | 268 |
| 女 | 43 | 54 | 75 | 76 | 248 |
| 合計 | 86 | 106 | 166 | 158 | 516 |

エ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 歳入

a 保育所保護者負担金

収入額は43,956千円で収入率は90.9%である。

内訳は、現年度分収入額が43,366千円で収入率は95.3%、
過年度分収入額が590千円で収入率は20.5%である。

(イ) 歳出

a 保育所費・保育園運営費

| 保育園 | 予算現額(千円) | 支払額(千円) | 執行率(%) |
|-----|----------|---------|--------|
|-----|----------|---------|--------|

| | | | |
|-----|--------|--------|------|
| さくら | 19,016 | 6,181 | 32.5 |
| さゆり | 19,847 | 4,606 | 23.2 |
| すみれ | 25,207 | 7,860 | 31.2 |
| わかば | 25,919 | 7,471 | 28.8 |
| 合 計 | 89,989 | 26,118 | 29.0 |

なお、支払額の主なものは賄材料費 14,008 千円、保育材料費 3,847 千円、電気・水道使用料 2,474 千円、役務費 491 千円である。

オ 時間外勤務は、次のとおりである。

- (ア) さくら保育園は月平均 1 人当たり 10.49 時間である。
- (イ) さゆり保育園は月平均 1 人当たり 11.07 時間である。
- (ウ) すみれ保育園は月平均 1 人当たり 10.57 時間である。
- (エ) わかば保育園は月平均 1 人当たり 8.82 時間である。
(庁内平均 18.49 時間)

カ 前回監査時の指摘事項に対する処理状況報告

(ア) 指摘事項

- a さゆり保育園・1歳児室における定員以上の受入について
1歳児室は2室あるが、そのうち1室において定員13人(室面積43.71㎡/1人当たり3.3㎡=13.24人)にもかかわらず、実員数は1人多い14人であった。

定員は園児の安全確保を図ることを目的に定めたものである。

園長(課長補佐)並びに所管課長は指摘事項を真摯に受け止め、速やかに是正されたい。

今後においては園長と所管課長の連携強化を図り、法令遵守並びに園児の安全確保に努められたい。

(イ) 処理状況報告

さゆり保育園の平成29年度1歳児については、前年度3月の時点で、入所を決定している児の数が27人いたため、4月からはそれに応じる保育士を6人配置することとし、部屋は合わせて33人が収容可能な2部屋を確保することとしていた。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、基準という。)では、1歳児の保育士配置基準は、保育士1人に対し園児6人までと定められており、さゆり保育園の場合では、保育士1人が担当する園児数は計算上4.5人となって、この基準を満た

す配置数であることをまず確認していた。

その上で、クラスを編成するにあたって、これを2部屋2クラスに分ける際に、れんげ組は保育士3人、園児数14人、すずらん組は保育士3人、園児数13人と分けて編成した。これは、クラスごとの配員を均等にし、以て保育士の負担と園児への目配りが均等となるよう配慮したためであった。

5月になって、途中入所の園児が1人加わるに当たり、同じ観点からすずらん組に入れることとして、2クラスの園児数をともに14人ずつとした。

しかし、2つの部屋には面積に違いがあつて、れんげ組の部屋は66.66㎡で基準上20人の収容が可能であるのに対し、5月に14人目を配置したすずらん組の部屋は43.71㎡で13人しか収容できない広さであった。(基準では園児1人当たりの必要面積は3.3㎡)

配置基準から求められる保育士の数と、受け持つ負担の均等化を慮るあまり、2部屋合計では十分に収容可能な33人分の部屋を確保しておきながら、1部屋ずつの収容可能人数への確認を失念した結果であった。

そこで、今回の指摘を受けて、まず、平成30年度4月のクラス編成計画において同様の誤りがないことを確認した上で、今後は配置児童数が一目で明らかになるよう「園児数一覧表」を作成し、設備運営基準と保育士配置基準を照らしながら的確な保育業務を図るよう改めた。

また、毎月開催される所属長会議(こども未来課長、保育支援部門統括、各園園長、こども発達支援事業所長が出席)において、今後このようなことが起こらないように情報共有するとともに、法令を遵守し、園児の安全確保に努める。

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。